平成２２年（フ）第１２５２号
京都市西京区大枝塚原町５番地127
債務者　國塩　慶子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４０号
京都市東山区花見小路通三条下る若竹町414番地13棟501
債務者　井上　由香
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４８号
京都府宇治市菟道籔里41番地　コスモウイング宇治413号
債務者　竹見　喜次
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７７号
京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字西垣内80番地の６
債務者　栗本　誠三
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
京都府八幡市八幡御幸谷43番地の18
債務者　佐々木雅美
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
京都市西京区大枝南福西町１丁目１番地43棟305号
債務者　山﨑　正己
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５５号
兵庫県西宮市常磐町３番23号　シティハイムタウラ102号、前住所兵庫県西宮市一里山町11番20―503号
債務者　徳永　正博
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６号
兵庫県西宮市常磐町３番23号　シティハイムタウラ102号、前住所兵庫県西宮市一里山町11番20―503号
債務者　徳永　節子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８０号
兵庫県西宮市甲子園砂田町２番７―101号、前住所兵庫県西宮市上甲子園１丁目１番24―308号、前々住所兵庫県西宮市浜松原町７番６―220号
債務者　嶋﨑　裕司
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８８号
兵庫県西宮市久出ケ谷町10番41号　西山文化
債務者　齊藤　　穂
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２７１号
鳥取県鳥取市緑ケ丘３丁目18番３号　コンフォート緑ケ丘Ｂ―201号
債務者　橋本　拓明
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８３号
徳島県阿波市吉野町柿原字ヒロナカ125番地21
債務者　坂東　留美
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６４号
大分県由布市湯布院町塚原1228の５　ペンションつきの熊内、申立時の住所大分県中津市大字万田318番地２　フレグランス田園303号
債務者　日野　秀志
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１５号
大分県中津市中殿町３丁目１番　グリーンパレス中津壱番館301号、住民票上の住所大分県中津市中殿町３丁目１番地１　グリーンパーク中津壱番館301号室
債務者　木﨑　　一
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２０号
大分県宇佐市大字辛島297番地の15
債務者　小野　和美
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第６号
大分県宇佐市院内町月俣345番地の１
債務者　門脇　広和
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係